

杉並区松ノ木運動場、杉並区永福体育館、
杉並区下高井戸運動場、
杉並区立下高井戸区民集会所、
杉並区立下高井戸おおぞら公園及び
杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコートの
指定管理者募集要項

杉並区体育施設、集会施設において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、杉並区体育施設等に関する条例（昭和 32 年条例第 3 号）、杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和 53 年 11 月 28 日条例第 40 号）及び杉並区立公園条例（昭和 51 年 7 月 1 日条例第 27 号）の規定に基づき、指定管理者を募集します。

なお、杉並区松ノ木運動場、杉並区永福体育館、杉並区下高井戸運動場、杉並区立下高井戸区民集会所、杉並区立下高井戸おおぞら公園及び杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコートは、6 施設を一つのグループとして一体的に管理する指定管理者を募集するため、一部施設のみの応募はできません。

指定管理者は、施設運営を通して地域との連携や積極的な情報公開のほか、環境問題や防災・減災、ジェンダー平等の実現などを区と共に取り組む主体であり、区は、指定管理者と連携して満足度の高い施設運営につなげていくという、設置者としての責任があります。こうしたことを踏まえ、区は、指定管理者を、公共サービス提供のパートナーとし、連携を密になるとともに、地域の実情を最も理解している地域住民等と指定管理者・区がアイデアを出し合うことで、ニーズに沿った満足度の高い施設運営と地域の活性化を目指すこととしています。

こうしたことを、内外に明確に示していくために、杉並区における指定管理者制度は「杉並区施設運営パートナーズ制度」との愛称を用います。

令和 8 年（2026 年）1 月

杉並区

問合せ先

この募集に関する手続き、日程に関するお問合せ先は次のとおりです。

杉並区 区民生活部 スポーツ振興課 施設管理係 元島・鈴木・澁谷・加藤

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所東棟6階

電話 03-3312-2111 (代表) 1695 (内線)

電子メール SP-SINKO@city.suginami.lg.jp

受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日除く）、午前9時から午後5時まで

※募集要項に記載された事業、建物、設備、申請書類記載内容など、応募に関する質問は、募集要項記載の方法に限ります。

※申し込み後の審査等の途中経過に関するご質問にはお答えできません。

杉並区主管課

杉並区松ノ木運動場、杉並区永福体育館、

杉並区下高井戸運動場、

杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコート <区民生活部スポーツ振興課>

杉並区立下高井戸区民集会所 <区民生活部地域課>

杉並区立下高井戸おおぞら公園 <都市整備部みどり公園課>

杉並区下高井戸災害備蓄倉庫 <危機管理室防災課>

＜目次＞

1 公募の趣旨	• • • •	1
2 公募の概要	• • • •	1
3 指定管理業務の基本方針	• • • •	3
4 管理運営対象施設について	• • • •	4
5 施設の開場時間等	• • • •	7
6 管理運営に要する経費	• • • •	8
7 業務に関する遵守事項	• • • •	11
8 区と指定管理者の責任分担	• • • •	16
9 災害発生時の対応	• • • •	20
10 管理責任者の指定	• • • •	22
11 募集に関する事項	• • • •	22
12 選定及び審査に関する事項	• • • •	28
13 協定に関する事項	• • • •	31
14 事業実施状況の区による確認等	• • • •	31
15 留意事項	• • • •	32
16 その他	• • • •	35

○様式

- ・指定管理者指定申請書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・共同事業体届出書兼委任状（様式3）
- ・団体概要（様式4）
- ・企画提案書（様式5）
- ・募集説明会及び現地見学会参加申込書（様式6）
- ・募集要項に関する質問書（様式7）
- ・辞退届（様式8）

○別紙

- ・業務の基準（別紙1）
- ・下高井戸おおぞら公園の管理運営及び維持管理業務手順書（別紙2）
- ・図面（別紙3）
- ・応募書類一覧（別紙4）
- ・応募書類作成要領（別紙5）

○参考資料

- ・松ノ木運動場外5施設の現状（実績ほか）

1 公募の趣旨

杉並区（以下「区」という。）は、「始める 続ける 広がる スポーツを通した絆のあるまち」を将来像とする、杉並区スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」（以下「計画」という。）を定め、区民が将来にわたり自主的にスポーツ・運動に親しみ、健康で豊かに過ごすことができる地域をつくる取組を進めています。体育施設は、そのための重要な地域の拠点となるものであり、より多くの区民にとって、スポーツ・運動を「始める」「続ける」場となり、人と人、人と地域、地域と地域のつながりが「広がる」ことで、地域コミュニティの場となることを目指しています。

区では、こうした体育施設の管理運営について、多様化する区民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間事業者の持つノウハウを生かし、各種サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図るために、平成18年度から「指定管理者制度」を導入しています。

本募集要項は現指定管理者の指定期間が令和8年度末をもって満了することに伴い、令和9年度以降の指定管理者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めたものです。杉並区松ノ木運動場、杉並区永福体育館、杉並区下高井戸運動場・区民集会所の4施設を一つのグループとして一つの指定管理者にゆだねることにより、4施設を含む地域を面として捉えたサービスの提供とスケールメリットを生かした効率的な運営を図っていきます。

さらに、令和8年10月（予定）に全面開園する杉並区立下高井戸おおぞら公園について、新たに開設する杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコートを含めて同グループに加えることで、近隣施設と連携し、自然を感じられるスポーツエリアとして、一体的に管理運営していきます。

指定管理者の応募に当たりましては、以上の点を考慮のうえ応募してくださいますようお願いします。

2 公募の概要

（1） 対象施設の名称

- ① 杉並区松ノ木運動場（以下「松ノ木運動場」という。）
- ② 杉並区永福体育館（以下「永福体育館」という。）
- ③ 杉並区下高井戸運動場、杉並区立下高井戸区民集会所（以下「下高井戸運動場等」という。）
- ④ 杉並区立下高井戸おおぞら公園、杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコート
(以下「下高井戸おおぞら公園等」という。)

※ 上記6施設を以下「松ノ木運動場外5施設」という。

※ ④について、スポーツコートを含む公園東側は現在整備中であり、令和8年10月に全面開園予定です。

（2） 根拠条例等

杉並区体育施設等に関する条例（以下「条例」という。）及び杉並区体育施設等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（以下「集会所条例」という。）及び杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則（以下「集会所規則」という。）

杉並区立公園条例（以下「公園条例」という。）及び杉並区立公園条例施行規則（以下「公園規則」という。）

※区の公式ホームページで公開しています。

（3） 指定管理業務の範囲

- ① 施設の管理運営に関する業務
- ② 施設等の維持管理に関する業務
- ③ スポーツ振興事業に関する業務
- ④ その他の業務

※詳細については別紙1「業務の基準」を参照してください。

（4） 指定管理の期間

- ①松ノ木運動場、永福体育館、下高井戸運動場等

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

- ②下高井戸おおぞら公園等

令和8年10月1日から令和14年3月31日まで（5年6か月間）

※①の期間の始期は、現指定管理者の期間満了日の翌日です。

※②の期間の始期は、今後、工事の進捗状況等により、遅れる可能性もあります。その際の対応や指定管理料等については、区と指定管理者で別途協議することとします。

※指定管理者の指定の議決（令和8年第2回区議会定例会・令和8年6月を予定）から指定期間の開始前日までは準備期間となります。

※②について、令和8年8月（予定）から指定管理開始までの期間は、別途、業務委託により、西側の既開園区域を除く施設管理及び開設準備を行っていただく予定です。

（5） 公募及び選定方式

公募型プロポーザル方式により、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）を行います。一次審査により、適切な管理を行うことができると認められる上位3者程度の提案を選定し、二次審査を経て、最高得点を得た事業者を指定管理者候補者（以下「候補者」という。）として選定します。

（6） 選定委員会の設置について

公募及び選定に当たっては、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき、「杉並区松ノ木運動場外5施設指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置・審査し、施設の運営に最も適していると認められる指定管理者候補者を選定します。なお、選定委員会は非公開で開催します。

(7) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、第二次審査の対象となった全ての応募者へ通知します。共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに通知します。なお、選定結果については、後日、区公式ホームページに公表します。

(8) 指定及び協定の締結

杉並区議会において指定管理者の指定議決後、指定管理者は区と細目について改めて協議を行い、指定管理者の指定に関して必要な協定を締結することとします。

(協定の詳細については、31 ページの「13 協定に関する事項」を参照してください。)

3 指定管理業務の基本方針

体育施設等の管理運営に当たっては、次の基本方針に基づいて行うこととします。

(1) 地域のスポーツ活動の拠点としての機能の充実

地域のスポーツ活動の拠点として、地域住民のライフスタイルに応じた多様なスポーツ活動の場と、参加の機会を提供します。

(2) 誰もが気軽に利用できる健康・体力づくりの場の提供

子どもから高齢者まで、障害のあるなしにかかわらず、区民の誰もが気軽に健康・体力づくりのために利用でき、健康づくりの拠点としての役割を担います。

(3) 世代を超えた交流が図れ、地域コミュニティの核となる施設の運営

スポーツ活動等を通した幅広い世代の交流と、地域住民の交流が図られるよう配慮した、コミュニティ活性化に資する施設運営を行います。

(4) 施設のある地域一帯を元気にする取組の実施

施設利用者や来場者だけでなく地域の住民に、その地域ならではの取組を行うことにより、スポーツ・運動の魅力を発信し、杉並区スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」の実現を目指します。

(5) 利用者に対するサービスの向上と効率的な管理運営

利用者に対し、親切・丁寧な対応を行うとともに、常に利用者の満足度を把握するよう努め、サービスの向上を図ります。また、必要かつ十分な管理運営及び事業実施を実現しながら経費の無駄を省き、効率的な管理運営に努めます。

(6) 区及び団体等との連携による施設の運営

区の施策を理解し、区と十分に協議し、地域団体及び社会体育団体と連携協力しながら施設運営を行います。

(7) 公園を活用した取組と防災機能の確保

下高井戸おおぞら公園等では、屋外空間を活用したイベントや地域交流の場を創出し、子どもから高齢者まで幅広い世代が自然の中でスポーツ・運動を楽しめる機会を提供します。公園の特性を活かし、季節や地域文化に応じたプログラムを展開することで、地域全体の活性化を図ります。

また、下高井戸おおぞら公園は地域のみどりの拠点であり、下高井戸運動場や永福体育館と併せて神田川沿いの水とみどりの空間軸を形成しています。連続した水とみどりが住環境を快適なものにし、多様な生き物を育んでいることを、公園をはじめとした施設利用者が感じられるよう、質の高い植栽の維持管理や公園の活用を通じて、みどりと触れ合う機会の創出や周知が求められます。

さらに、公園一帯は災害時における避難場所や物資集積拠点として重要な役割を担います。平常時から防災機能を意識した施設管理を行うとともに、区や地域団体、関係機関と協力し、防災訓練や防災啓発活動の支援を行います。また、非常用設備の維持管理、災害時の迅速な対応体制の構築を図り、地域の安全・安心に貢献します。

4 管理運営対象施設について

指定管理者が一体的に管理運営する施設は、次のとおりとします。

(1) 松ノ木運動場

開 設 昭和46年8月
所 在 地 杉並区松ノ木1丁目3番22号
敷地面積 13,750.54 m²
管理棟・便所 平屋建 268.37 m²

施設内容

名称	主な使用内容、設備等
野球場 (7,866.18 m ²)	軟式野球場 (1面) ナイター照明塔4基、水飲み場2か所
庭球場 (4,413.22 m ²)	人工芝庭球場 (6面) ナイター照明塔 22基 水飲み場 2か所
管理棟 (263.12 m ²)	平屋建
駐輪場・駐車場	駐車場 13台
便所 (5.25 m ²)	

(2) 永福体育館

開 設 平成 30 年 9 月
 所 在 地 杉並区永福 1 丁目 7 番 6 号
 敷地面積 4,066.99 m² 延床面積 3,105.36 m²
 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
 地上 4 階建

施設内容

名称	主な使用内容、設備等
体育館(768.25 m ²)	バスケットボール (メイン 1 面、3×3 コート 4 面) バレー ボール (メイン 1 面、又はサブ 2 面) バトミントン (4 面) 、フットサル (メイン 1 面) 卓球等
第 1 小体育室(127.36 m ²)	卓球、ヨガ、太極拳等
第 2 小体育室(131.34 m ²)	ダンス、エアロビクス、体操等 <u>※防音設備あり</u>
トレーニングルーム (176.17 m ²)	心肺持久力強化系、筋力強化系 <u>※荷重制限あり (1 スパン : 8m×8m スパン内の合計積載荷重は 2,400kg まで。また、局所的な荷重は 100kg/m² まで。人の重量は除く機械重量)</u>
ビーチコート (958.8 m ²)	ビーチバレー (2 面) ・ビーチテニス (2 面) 、 ビーチサッカー (1 面) 等 <u>※ナイター照明 8 基</u>
第 1 会議室 (96.95 m ²)	定員 42 人程度
第 2 会議室 (94.20 m ²)	定員 42 人程度
カフェ (48.39 m ²)	電気、水道のみ使用可
駐輪場	一般駐輪場 62 台
駐車場 (一般開放なし)	身体障害者用 (1 台) 荷捌き用 (4 台)
その他	エレベーター 1 基

(3) 杉並区下高井戸運動場・杉並区立下高井戸区民集会所

開 設 平成 3 年 12 月
 所 在 地 杉並区下高井戸 3 丁目 26 番 1 号
 敷地面積 17,311.37 m²
 構 造 鉄筋コンクリート造地上 2 階建
 施設規模 建築面積 853.92 m²
 延床面積 1,114.96 m² (うち建物部分 921.06 m²)

下高井戸運動場施設内容

名称	主な使用内容、設備等
グラウンド (11,743.7 m ²)	(人工芝、ナイター照明有り) 軟式野球（2面）、サッカー（1面）、 少年サッカー（2面） ※ 毎月1～15日は野球用ピッチャーマウンド設置
グラウンド外周通路	(450m) ジョギング可
駐車場	機械式（3層立体） 20台分 平面7台

下高井戸区民集会所施設内容

名称	床面積	定員※1	設備
第1集会室	55.48 m ²	27人	一体使用が可能 (97.11 m ² 、54人)
第2集会室	41.63 m ²	27人	
第1和室	17畳	18人	一体使用が可能 (31畳、36人)
第2和室	14畳	18人	
水屋	2畳	—	第一和室を使用するときのみ
体育室	220.86 m ²		全面、半面A・Bで利用可能、集会利用の場合は150人

※1 定員は標準的なもので、什器の置き方によって増減する。

※2 破線は、上下の部屋が、一体使用可能であることを示す。

（4）杉並区立下高井戸おおぞら公園・杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコート

開 設 平成29年4月（公園西側）

令和8年10月予定（スポーツコートを含む公園東側）

所 在 地 杉並区下高井戸2丁目28番23号

敷地面積 48,273.38 m²（公園全体）

公園施設内容

名称	設備、規模等
駐車場	20台（平面） 出入口ゲート式 発券機・精算機あり
公園管理棟 (パークステーションI)	建築面積 349.44 m ² 、延床面積 399.01 m ² 構造 鉄骨造地上2階建

※上記以外の公園施設については、別紙2「下高井戸おおぞら公園の管理運営及び維持管理業務手順書」を参照してください。

スポーツコート施設内容

名称	主な使用内容、設備等
運動場 (6,555 m ²)	(人工芝、ナイター照明有り) サッカー・ラグビー (1面)、フットサル (3面)
スポーツコート管理棟 (パークステーションII)	建築面積 412.59 m ² 、延床面積 401.46 m ² 構造 鉄骨造地上1階建 多目的ルーム (ダンス、ヨガ、卓球、会議等)

※公園内には指定管理に含まれない以下の併設施設及び設備があります。詳細は別紙3「図面」を参照してください。

- ・地下調節池及び調節池管理棟（東京都管理）
- ・公園管理棟併設の下高井戸災害備蓄倉庫及び電光掲示板、マンホールトイレ
(区防災課管理)

5 施設の開場時間等

(1) 開場時間

午前9時から午後9時まで

下高井戸運動場駐車場及び下高井戸おおぞら公園駐車場は午前8時30分から午後9時30分まで

下高井戸運動場グラウンド外周通路・玄関前広場及び下高井戸おおぞら公園は公開空地のため24時間開放

下高井戸おおぞら公園管理棟（パークステーションI）は午前9時から午後5時まで

ただし、杉並区体育施設の管理運営に関する要綱及び集会所規則により、以下のとおり開場時間の延長をできるものとしています。

施設名	延長時間	備考
松ノ木運動場	午前6時～午前8時までの2時間	3月1日から11月30日までの期間申込みがあったとき。ただし、日曜及び祝日は、使用できない。
永福体育館	午後9時～午後10時までの1時間	午後9時までの貸切使用者が、午後10時までの延長を申し出たとき。
下高井戸運動場	午前6時～午前8時までの2時間	3月1日から11月30日までの期間で申込みがあったとき。ただし、日曜及び祝日は、使用できない。
下高井戸区民集会所	午後9時～午後9時45分まで	午後9時までの貸切使用者が、午後9時45分までの延長を申し出たとき。
下高井戸運動場 駐車場	午前6時～午前8時、 午後9時～午後10時	

また、施設の管理運営に支障がない場合で、指定管理者の提案により、区が認めるときは、

開場時間を延長することができます。

※駐車場入口は、施設閉場時間の 15 分後までは開けておくこと。

(2) 休場日

休場日は、規則及び集会所規則のとおりとします。

ただし、指定管理者の提案により、区が認めるときは、開場することができます。

また、施設の安全管理上必要と判断した場合は、臨時休場をすることができます。

施設名	定例休場日	年末年始の休場
松ノ木運動場	なし	12月28日から1月4日まで
永福体育館	第2水曜日	
下高井戸運動場	なし	
下高井戸区民集会所	第3水曜日	
下高井戸おおぞら公園スポーツコート（スポーツコート管理棟含む）	なし	
下高井戸運動場グラウンド外周路・玄関前広場	なし	なし
下高井戸おおぞら公園（公園管理棟含む）		

(3) 施設等の使用の承認等

指定管理者は、施設等の使用の承認、不承認及び承認の取消し等を行うものとします。区では、施設の設置目的に沿った活用を図るため、優先使用の枠を設けており、使用の承認を行うに当たっては、規則に従うものとします。

なお、使用の承認等の処分を行う場合、杉並区行政手続条例が適用され、指定管理者はその範囲において行政庁として同条例に規定する責務を負うものとします。

※優先使用の詳細については、別紙1「業務の基準」2ページを参照してください。

また、公園の占用許可については、別紙2「下高井戸おおぞら公園の管理運営及び維持管理業務手順書」5ページを参照してください。

6 管理運営に要する経費

(1) 会計年度

管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 指定管理料

応募に当たっては、区が指定管理者に年度ごとに支払う指定管理料の見込額（応募者による試算）を提示してください。

指定管理期間の5年（下高井戸おおぞら公園等のみ5年6か月）分の指定管理料の上限は、総額18億1,800万円（税込）を予定しています。この額を上限とし、上記記載の管理施設の範囲及び期間を鑑みるとともに、人件費や物価上昇等も見据えて、各年度の指定管理料を算出してください。

※（様式5）企画提案書 「2-8 収支計画書 見本」を参照してください。

指定管理料は、区と指定管理者で協議の上、本施設の管理運営に要する経費の見込み額から収入見込み額を差し引いた額で、応募時の企画提案書と収支計画書の内容を勘案し、区の予算の範囲内において定め、指定管理者に支払います。

① 指定管理料の基本的な考え方

区は、指定管理料を以下のように考え、指定管理者との協議をします。

区が支払う指定管理料は、指定管理業務に要する支出予定額から指定管理者の収入見込である利用料金収入とスポーツ振興事業収入額を差し引いたものを基本とします。

$$\text{指定管理料} = \text{管理運営経費} - (\text{①利用料金収入} + \text{②スポーツ振興事業収入})$$

② 指定管理料は、会計年度ごとに定め、区と指定管理者の協議のうえ、後述する当該年度の年度協定書に規定します。区の支払いは四半期ごとの分割払いを原則とし、詳細は基本協定書に定めます。

③ 毎年度の指定管理料は、原則として年度途中の補正を行いません。ただし、不可抗力により施設の運営に大きな変更があった場合は、この限りではありません。

〈過去3年間の指定管理料実績(参考)〉

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松ノ木運動場	20,894,000円	25,492,364円	28,209,033円
永福体育館	72,375,000円	74,266,000円	74,313,000円
下高井戸運動場等	49,942,000円	43,249,000円	42,460,000円

(3) 収入

① 利用料金収入

ア 利用料金制度の採用

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用し、施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。

イ 利用料金の額

利用料金の額は、条例及び規則、集会所条例、公園条例で定められた額となります。

また、利用料金は定期的に見直しを行う予定ですが、提案は現在の利用料金で行ってください。見直した場合については、改めて各年度の指定管理料決定のための協議の際、料金見直しに伴う影響額を、区と指定管理者の間で協議を行うこととします。

ウ 利用料金の収入年度

a. 下高井戸区民集会所以外の施設

施設等の利用日の属する年度とします。

ただし、杉並区公共施設予約システムにおけるクレジットカード決済を行った利用料金は、利用料金の支払い処理を行った日の属する年度とします（クレジットカード決済については、別紙1「業務の基準」2ページを参照）。

b. 下高井戸区民集会所

施設等の利用日ではなく、利用料金を収納した日の属する年度とします。

下高井戸区民集会所の室場利用料については、事前支払いが可能です。

※ 指定管理の開始時点では、既に新年度の予約が行われていますが、切り替え時期であることから、前年度中の事前収納は行いません。同様に、指定管理期間が終了する最終年度は、翌年度の利用料金の事前支払いは受け付けせず、事前収納を行わないこととします。

エ 利用料金の減額又は免除

指定管理者は、規則第11条及び集会所規則第8条に該当する場合は、利用料金の減額又は免除を行うことができるものとします。

オ 利用料金の還付

指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとします。ただし、体育施設は規則第12条に該当する場合には、その全部又は一部を還付することができるものとします。下高井戸区民集会所は集会所規則第10条に該当する場合には、その全部を還付することができるものとします。

② スポーツ振興事業における教室等の事業収入

スポーツ振興事業として、区が定めた指定管理者の業務として義務付けている教室等（別紙1「業務の基準」9ページ）に伴う収入は、指定管理者の収入となります。

なお、指定管理者が実施する自主事業に係る経費及び収入は、指定管理料の対象外となります。

③ 下高井戸区民集会所における電子複写機及び製版印刷機の収入

④ 自主事業収入

自主事業として、指定管理者が提案により実施する事業（別紙1「業務の基準」11ページ）に伴う収入は、指定管理者の収入となります。（設置目的に反しないものに限ります。）

ア 教室等事業収入

イ 物販事業収入

ウ 飲食店事業収入

エ 自動販売機、複写機等の収入

（4） 支出

① 管理運営経費

指定管理者が負担する経費は、原則として指定管理者が行う維持管理・運営業務に伴う経費、外部委託したときの委託料等の経費、その他管理運営に必要な全ての経費を含みます。

- ア 人件費
- イ 事務費
- ウ 光熱水費
- エ 設備・機器等の保守管理費、清掃費、樹木管理費
- オ 修繕費、工事費

原則として、1件 130万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のものは指定管理者、130万円以上のものは区が実施するものとします。

※詳細については別紙1「業務の基準」7ページを参照してください。

- カ 貸借料

② 備品について

備品については、区の備品を使用するものとします。区の備品となっているもの（1件で税抜き5万円以上）の買い替えについては、区が対応するものとします。

なお、指定管理者は、自己の責任と負担において、新たな備品を購入又は調達できることとします。その場合は、あらかじめ区と協議をし、承認を得ることとします。

（5） 経理と管理口座

指定管理業務、自主事業、指定管理者となった法人その他の団体の会計を明確に分離し、指定管理に関する事業報告等で説明できるよう、会計事務は独立させてください。注意事項は以下のとおりです。

① 会計の独立

指定管理者としての会計は、指定管理者となった法人その他の団体それ自体の会計とは分離、独立させてください。また、指定管理業務、自主事業についても、説明が可能な状態で管理するものとします。

② 口座の独立

指定管理者の業務に関する経費及び収入は、指定管理業務以外の業務に係るものと区分して経理し、現金は金融機関に専用の口座を設けて管理するものとします。

7 業務に関する遵守事項

（1） 関係法令等の遵守

当該施設を運営するに当たっては、次に掲げる法令等の内容を理解し、遵守するものとします。

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）

- ・スポーツ基本法（平成23年法律第78号）
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・杉並区体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号）、
- ・杉並区体育施設等に関する条例施行規則（平成29年杉並区規則第40号）
- ・杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）
- ・杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則（昭和54年杉並区規則第1号）
- ・杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）
- ・杉並区立公園条例施行規則（昭和51年杉並区規則第37号）
- ・杉並区立公園の占用に関する基準（平成24年1月31日杉並第39544号）
- ・杉並区体育施設の管理運営に関する要綱（平成29年杉並第155号）
- ・杉並区社会体育団体の登録に関する要綱（平成29年杉並第156号）
- ・杉並区地域団体の登録等に関する要綱（平成4年5月13日杉並区地発第58号）
- ・杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号）
- ・杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）
- ・杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）
- ・杉並区行政手続条例（平成7年杉並区条例第28号）
- ・杉並区環境基本条例（平成9年杉並区条例第3号）
- ・杉並区環境及びエネルギー管理取扱要綱（平成22年杉並第69626号）
- ・杉並区防災対策条例（平成14年杉並区条例第9号）
- ・杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号）
- ・杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）
- ・杉並区物品管理規則（昭和35年杉並区規則第18号）
- ・杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則（平成29年杉並区規則第42号）
- ・杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区規則第67号）
- ・杉並区小・中学生の体育施設等使用時間に関する要綱（平成29年杉並第159号）
- ・杉並区体育施設の駐車場の管理運営に関する規則（平成29年杉並規則第41号）
- ・杉並区立公園駐車場の管理運営に関する規則（仮称）（今後、制定予定）
- ・杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）
- ・杉並区行政財産使用料条例施行規則（昭和50年杉並区規則第4号）
- ・杉並区公契約条例（令和2年杉並区条例第16条）
- ・施設維持、設備保守点検に関する関係法令
- ・上記のほか区との協議により特定された法令等

（2）個人情報の保護及び情報公開

① 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の漏えいを防ぐとともに、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

正当な理由なく、又は不正な利益を図る目的で個人情報を提供し、又は盗用したときは、杉並区個人情報保護条例に基づき罰則が科せられます。

② 情報公開

指定管理者は、公の施設の管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

なお、情報公開に関する事項を協定書に記載するとともに、指定管理者に情報公開に関するマニュアルの作成を義務付けることとします。

(3) 業務の委託等及び第三者との関係

① 指定管理業務の委託の制限

ア 指定管理者は、本指定管理業務を一括して第三者に委託する又は請負わせることはできません。

イ 本指定管理業務の一部を第三者に委託する又は請負わせる場合は、あらかじめ区と協議し承認を得てください。

ウ 本指定管理業務の一部を第三者に委託する又は請負わせる場合は、区内の業者を選定し、区民の雇用を優先するよう努めてください。

エ 第三者との委託契約の締結に当たっては、区の委託契約条件に倣い、暴力団等排除に関する特約条項を設けてください。

オ 第三者に委託し、又は請け負わせる場合にも、杉並区公契約条例の内容が適用されます。詳しくは、杉並区公式ホームページをご覧ください。

カ プロポーザルの公正性、透明性の観点から、原則として、プロポーザルで競合した事業者は委託先とすることができます。ただし、委託の範囲や内容を踏まえ、本業務への影響が少ないと認められる場合には、区の承認により委託をすることができます。

キ 第三者に委託し、又は請け負わせる場合で、更にその一部の業務を別の者に委託し、又は請け負わせる場合であっても、上記アからカが適用されます。

② 指定管理業務外の業務

ア 第三者の設置する自動販売機等

区が指定管理者以外の第三者に行政財産目的外使用許可または公園施設の設置許可を出して、自動販売機等を設置させることができます。この自動販売機等の光熱水費は設置者が負担するもので、指定管理者と設置者（代理人を含む）とで直接精算します。なお、

販売収入は、指定管理者の収入とはなりません。精算を要する設置物件は以下のとおりです。

＜令和7年度＞

施設名	設置箇所	設置物（内容）	数量
永福体育館	3階倉庫前	自動販売機（清涼飲料水）	1台
下高井戸運動場等	運動場横	自動販売機（清涼飲料水）	1台
下高井戸おおぞら公園	公園管理棟前	自動販売機（清涼飲料水）	2台
		移動販売車	3台

イ 松ノ木運動場 指定管理業務外の業務

本指定管理業務以外に、別途、次の業務に関して区と指定管理者と協議のうえ、受付業務と清掃及びグラウンド整備業務契約を締結し区が示す業務を行うこととします。

別途委託業務	業務概要
近隣にある次の2施設に関する受付管理等業務委託契約、清掃及びグラウンド整備業務委託契約 ○和田堀公園野球場 軟式野球場2面 ○和田堀調節池壁打ち庭球練習場 壁打ち練習場1面 ※上記2施設は東京都の河川施設であり、運用が変更（廃止・中止など）になる可能性があります。	使用申請受付業務、施設使用料の徴収に係る業務、さざんかねっと（公共施設予約システム）に係る業務、早朝利用受付業務、清掃及びグラウンド整備業務、その他受付管理に関する業務

ウ 下高井戸運動場等 指定管理業務外の業務

a. 本指定管理業務以外に、別途、次の業務に関して区と指定管理者と協議のうえ、徴収委託契約を締結し、区が示す業務を行うこととします。

別途委託業務	業務概要
近隣にある区民事務所会議室に関する使用料徴収事務委託	予約され使用が承認された、桜上水北会議室の使用料を徴収します。使用料徴収と同時に、対象施設のカギの受け渡しを行います。徴収した使用料は、納付書を用いて区に払い込みます。

b. 行政による施設の一部利用

杉並区では、安全・安心なまちづくりを目指し、安全パトロール隊員が区内を巡回しています。この安全パトロール隊員が定期的に立ち寄り、防犯などの相談を受ける「巡回安全パトロールステーション」を区内に開設しています。

杉並区危機管理対策課地域安全担当が所管するこの「巡回安全パトロールステーション」は、下高井戸区民集会所にも開設しており、「巡回安全パトロールステーション」に従事する者が、立ち寄りし、相談を受ける際に、駐車場とロビーの一部を使用します。立ち寄りの時間等は以下の通りです。この利用に関しては、駐車場利用料金

は徵収しません。

また相談を受け付けるために設置された机等は、区が指定する場所に配置します。
(机1台、パイプ椅子2台)。場所の変更等を希望する場合は、事前に区との協議が必要です。

開設日時等	祝日、年末年始、区民集会所の休館日 を除く月曜日から金曜日	午前10時から午後4時の間 の一定時間
-------	----------------------------------	------------------------

c. 下高井戸区民集会所に関する事業

下高井戸区民集会所では、永福和泉地域区民センター協議会とパートナーシップ協定を締結しており、この協定に基づいた事業を実施します。

事業の詳細については別紙1「業務の基準」10ページを参照してください。

(4) 障害者の雇用機会の拡大と障害者就労施設等からの物品等の調達

① 障害者の雇用機会の拡大

指定管理者は、障害者の雇用さらには就労支援など、障害者の雇用機会の拡大に努めるものとします。

② 障害者就労施設等からの物品等の調達

施設の管理運営に当たり、物品等の調達は、「令和7年度障害者就労施設等からの物品等調達方針」(※区公式ホームページ内、お知らせ一覧から参照できます(日付:2025年7月1日))を踏まえ、障害者就労施設等からの調達に努めるものとします。

(5) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)への対応

利用料金には消費税が内税で含まれています。このため、消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)において、利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書(インボイス)の利用者への交付が必要となるため、インボイスの事業者登録をはじめ、必要な対応をお願いします。

(6) 公契約条例の適用

当該業務は、杉並区公契約条例第2条第3号に規定する特定公契約に該当し、区が定めた下限額以上の賃金の支払い等が適用されます。そのため、条例の内容を十分に理解いただき、協定を締結することとなります。

【参考 杉並区公契約条例：指定管理協定に係る労働報酬下限額の推移】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1,093円	1,138円	1,231円	1,400円

(1時間当たり)

詳しくは、杉並区公式ホームページをご覧ください。

(7) 環境負荷低減への取組

環境負荷の低減を図るため、「区立施設への再生可能エネルギー電力調達の取組方針」の趣旨に則り、100%再生可能エネルギー電力（実質再生可能エネルギー電力を含む。）を調達することを原則とします。電力調達に当たっては、各電力会社が提供する電力メニューを比較検討する等、適切に見積った上で行ってください。

8 区と指定管理者の責任分担

(1) 業務の責任分担は、次表のとおりとします。 (○は許可及び指示等)

項目		指定管理者	区
応募、指定管理開始までの準備作業		○	
施設の運営・管理に関する業務、スポーツ振興事業、自主事業、その他（連絡・調整、調査・報告、記録の保管等）		○	
施設、設備の維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、警備、植栽、安全衛生管理、光熱水費支出、消耗品等の交換、調査・報告、記録の保管等）、環境保全		○	
施設の 法的管理	使用許可、許可の取消し 目的外使用許可	○	○
利用料金制度に伴う料金徴収業務		○	
スポーツ振興事業、自主事業による収入		○	
電子複写機及び製版印刷機の利用収入		○	
施設の修繕	指定管理者に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者が自らの費用負担で購入した備品	○	
	小規模修繕（1件130万円未満の修繕）※1	○	○
	大規模修繕（1件130万円以上の修繕）※2		○
	それ以外のもの	○	●※3
業務に係る各種保険加入		○	
利用者、周辺住民等からの苦情・要望等対応		○	●※3
区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増			○
物価・金利変動に伴う経費の増		○	
事故対応（被害者対応、関係機関への報告等）		○	●※3
指定管理者の管理の瑕疵に起因する情報漏洩、犯罪発生等		○	

火災	指定管理者の瑕疵に起因するもの	◎	
	その他、犯罪等によるもの	協議事項	
	災害時対応（緊急時対応マニュアルの整備、待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置等）	◎	○
災害復旧（本格復旧）	復旧（大規模災害からの本格復旧）	● ^{※3} ^{※4}	◎
	開館時間の変更等による収支の増減	協議事項	
管理瑕疵責任	設計や構造にかかわるもの		◎
	日常の運営や修繕にかかわるもの	◎	
	指定解除による損害（指定管理者の責めに帰すべき事由による）	◎	
	事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、または指定期間途中において指定管理者の指定が取り消され、又は指定管理者を辞退する場合等における業務引継ぎ及び撤収費用）	◎	

※1 特に事情があると認められる場合は、指定管理者と区で協議の上、区の負担において行うことがあります。

※2 大規模修繕には計画修繕を含みます。指定管理者の見積りが 130 万円以上であっても、区において再度見積もった結果が 130 万円未満の場合は、指定管理者の負担で実施することとします。

※3 「●」は、状況に応じて協議可能とする事項です。

※4 休館、工事への協力等

（2）リスク分担は、次表のとおりとします。

種類	内 容	負 担 者		
		指定管理者	区	協議
物価の変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの	○		
法令等の変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税含む）率の変更			○
	法人税・法人住民税率の変更	○		
	事業所税率の変更	○		
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
管理運営内容の変更	区の政策による変更		○	
	指定管理者の発案による変更			○

需要の変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの	○		
管理運営の 中断・中止	区に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者に帰責事由があるもの	○		
	それ以外のもの			○
利用者等への損 害賠償	区に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者に帰責事由があるもの	○		
	区と指定管理者の両者、または被害者・他の 第三者等に帰責事由があるもの			○
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用			○
	不可抗力による管理運営の中止			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、感染症の流行、戦乱、内乱、侵略、暴動など

なお、平時における施設利用者の増減は、不可抗力に含まない。

(3) 設備・備品等の分担

① 設備、什器、備品類（以下、「設備」等という。）

本指定管理に要する建物の設備等については、区が指定管理者に無償貸与します。

なお、指定管理者は、区の所有する備品類について、杉並区物品管理規則等に従い、細心の注意を払って管理してください。管理の不備による破損・故障については、指定管理者の負担で修復していただきます。

【取扱いに注意を要する備品等】

品目	取扱い
下高井戸運動場 移動式分割ピッチャーズマウンド	毎月1日～15日は移動式分割ピッチャーズマウンド(2台)を設置する。運搬は、故障等が起きないよう安全かつ丁寧に扱うこととする。また、日常的な点検確認を行うこと。
下高井戸区民集会所 グランドピアノ及び ピアノ運搬器	グランドピアノについては、年に2回の定期的な調律を行う。費用は指定管理料に含める。 グランドピアノ及びピアノ運搬器は、故障等が起きないよう安全かつ丁寧に扱うこととし、日常的な点検確認を行うこと。

② 設備等の賃貸借

本指定管理に要する備品の賃貸借についての取扱いは、次のとおりです。これらに要する光熱水費は、指定管理料に含めます。

品目	リース契約等	取扱い
下高井戸区民集会所 電子複写機	令和9年3月31日まで 区とリース会社の契約	徴収した印刷料金は、指定管理者の 収入の一部として収納。 なお、保守については別途指定管理 者が契約すること。
下高井戸区民集会所 製版印刷機	令和9年3月31日まで 区とリース会社の契約	
公共施設予約シス テム(さざんかねっと) 管理用端末2台、プ リンタ1台(下高井 戸2台)、及び、タ ッチパネル1台	令和11年11月30日ま で区とリース会社の契 約	指定管理期間を通じて、区から指定 管理者に無償貸与を行う。

※公共施設予約システム機器には、接続機器、ケーブル類、回線等を含む。

※すべての品目について、上記の契約期間満了後も、区とリース会社で契約し、指定管理者
に無償貸与する。

③ 消耗品の責任分担

本指定管理に要する消耗品は、指定管理者が指定管理料で購入します。ただし、次の
ものは区が購入します。

ア 公共施設予約システムのトナー、厚紙

イ 区の統一した施策として行う事業に要するもので、区が自ら購入する必要を認めた
もの

④ 什器と備品（以下、備品類という）の買い替え

備品類の買い替えは、原則として区の予算で行います。買い換えた備品類は、区の所
有とします。

⑤ 設備等を含む建物構造変更の禁止

指定管理者は、区の承認無くして施設の構造に変更を加えてはなりません。指定管理者
が修繕を行う場合は、あらかじめ区と協議するものとします。ただし、建物の構造や配線、
配管等に影響を与えないものは、この限りではありません。

⑥ 指定管理者による設備等の設置

指定管理者は、区と協議のうえ、自らの費用負担で設備等を持ち込み、設置することができます。なお、指定管理期間満了後は、直ちにこれを指定管理者の負担で撤去、搬出、
原状回復するものとし、区では買い取り等を行いません。

※下高井戸運動場の有料駐車場について、区が所有する精算設備が施設に設置されていな
いため、指定管理者にて精算を適切に管理できる設備を設置してください。

（4）賠償責任保険等への加入

指定管理者は、松ノ木運動場外5施設の管理の瑕疵に起因する損害賠償責任を負うことになった場合に備え、十分な賠償責任保険及び火災保険等に加入してください。管理の瑕疵とは、指定管理者の行う事業等の参加者に事故が起きた場合も含みます。

従って、いずれの場合も、指定管理者及び従業員の賠償責任を区としては担保しません。また、区から貸与したものを含む什器、備品類に対する損害についても同様です。

※ 《参考》区が加入している「特別区自治体総合賠償責任保険」の概要

「賠償責任保険」と「補償保険」の2種類の保険により構成されている。賠償責任保険は、特別区の施設や業務に起因する事故について、特別区が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する保険である。補償保険は、特別区の施設や業務に起因する事故について、特別区が法律上の賠償責任を負担するか否かに関係なく、特別区が被害者に支払う補償金（見舞金）をてん補する保険である。

＜保険金額及び免責金額＞（令和7年度現在）

保険の種類	事故の種類	保険金額		免責金額
賠償責任保険	身体障害	1名につき 1億円 1事故につき 10億円		なし
	財物損壊	1事故につき 2, 000万円		なし
補償保険	身体障害	死亡補償保険 後遺障害補償保険 入院医療補償保険 通院医療補償保険	1名につき 50万円 その程度に応じ 50万円～2万円 入院した治療日数に応じ 1～5万円 通院した治療日数が 6日以上のとき 1万円	なし

9 災害発生時の対応

（1） 災害対策の整備

① 指定管理者は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）に対応するため、次の事項の実施に努めてください。

- ア 災害時の災害対応マニュアル及び事業継続計画等の整備に関すること。
- イ 防災訓練に関すること。
- ウ 従業者用の飲料水、食料等の備蓄に関すること。

② 災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、指定管理者は区にその旨を連絡するとともに必要な措置を講じるものとします。また、指定管理者は災害対応講じた措置を記録し、区に書面にて報告することとします。

（2） 東京都帰宅困難者対策条例に基づいた対応

指定管理者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づいた周辺地域における住民との連携及び協力、事業所防災計画の作成及び周知、一斉帰宅の抑制、飲料水や食料などの備蓄、安否確認手段の周知等に努めることとします。

(3) 区や区民への協力活動

指定管理者は、区の防災対策事業及び区民が行う応急対策、復旧及び復興に関する活動に協力することとします。

(4) 施設利用者の安全確保

指定管理者は、施設利用者の安全を確保し、施設内の安全な場所に誘導することとします。また、人的被害があった場合は、応急救護を行い、消防署及び区へ連絡することとします。

(5) 被害状況の報告

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、指定管理者は、施設内と施設周辺の被害状況を調査し、区にその旨を連絡するとともに必要な措置を講じるものとします。また、指定管理者は災害対応に講じた措置を記録し、区に書面にて報告してください。

また、施設の一部又は全部が利用できなくなった場合は、指定管理者が施設利用者への周知や施設の利用予定者に連絡を行うこととします。

(6) 大規模災害発生時の施設使用

大規模災害が発生した場合、施設を防災拠点として区が利用または利用を決定した場合、指定管理者は、区から施設の引き渡し要請に基づき、区に施設を引き渡すこととします。

また、施設の引き渡しを行う場合、指定管理者は、使用可能場所を見直し、区と指定管理者で協議することとします。

杉並区地域防災計画等に基づく施設ごとの役割は以下のとおりです。

施設名	役割
永福体育館	救援物資の受入、仕分け整理等のための地域内輸送拠点
下高井戸運動場	職員の出先本部・待機場所として活動を支援するための防災拠点活動支援施設と、災害後に仮設住宅を建設する用地となる応急仮設住宅建設候補地
下高井戸区民集会所	遺体の安置、遺留品の保管等を行う遺体収容所
下高井戸おおぞら公園	一時避難地及び災害時の緊急着陸場候補地。 災害備蓄倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ等の防災設備があり、災害時における地域の安全確保に重要な拠点
松ノ木運動場	東京都との協定に基づき、東京都危機管理監の下に編成する現地機動班要員の参集拠点（管理事務所及び駐車場）

(7) 災害対応の協力

指定管理者は、区から災害対応の協力について要請を受けた場合、施設の引き渡し後も、区が実施する災害対応に協力することとします。

(8) 費用負担

区の応急対策活動の要請に協力した際に伴う経費等について、指定管理者は区にその内容を書面によって報告し、区は内容を確認し、指定管理者と協議のうえ費用負担を決定します。また、指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、区の負担に含みません。

また、施設が通常の目的のために利用できなくなることに伴う指定管理者の収入減や、時間外の機械設備運転に伴う燃料費、設備類の一時的改変及び復旧費用、人件費の支出増への補てんは、その都度区と指定管理者とで協議のうえ定めます。

(9) 災害対応に関する協定

指定管理者は、(1)、(2)に規定する必要な措置のうち、災害対策基本法第62条第2項に規定する応急措置を含む活動に関し、区との間で協定を締結しなければなりません。

(10) 大規模災害により事業の継続が困難となった場合

大規模災害等により、電力使用量の削減その他施設の通常の運営に影響を及ぼす事態が発生するなどの指定管理者の責めに帰すことができない不可抗力による事由で業務の継続が困難となった場合は、区と指定管理者とで、事業継続の可否について協議を行うこととします。

※詳細については、33ページの「15 留意事項 (2) 事業の継続が困難となった場合」を参照してください。

10 管理責任者の指定

指定管理業務について総括的な責任を持つ管理責任者（常勤で館長に相当する職）を指定してください。また、各施設において管理責任者が不在の場合に備えて、あらかじめ副責任者（管理責任者の代行者）も指定してください。

11 募集に関する事項

(1) 公募選定のスケジュール

募集要項等の配布から業務開始までのスケジュールは、以下のとおりです。

内 容	日 時	
募集要項の公開	令和8年1月26日（月）	
募集説明会及び現地見学会参加申込受付	令和8年1月26日（月）～令和8年2月3日（火）	
募集説明会	令和8年2月5日（木）	
現地見学会	松ノ木運動場	令和8年2月10日（火）
	永福体育館	令和8年2月12日（木）
	下高井戸運動場等	令和8年2月6日（金）
	下高井戸おおぞら公園等	令和8年2月6日（金）
募集に関する質問の受付	令和8年1月26日（月）～令和8年2月16日（月）	
募集に関する質問への回答	令和8年2月25日（水）（予定）	
応募書類の受付	令和8年3月9日（月）～令和8年3月13日（金） 午前9時から午後5時まで	
第1次審査（書類審査）の結果通知	令和8年4月中旬	
第2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年4月下旬	
指定管理者候補者の決定	令和8年5月中旬	
指定管理者指定の議案提出・審査	令和8年6月	
指定管理者決定の通知、告示	令和8年6月	
協定書・仕様書の協議等準備	令和8年6月～	
基本協定及び令和8年度協定の締結	令和8年9月	
指定管理者による業務開始	下高井戸おおぞら公園等：令和8年10月1日（木） 上記以外の施設：令和9年4月1日（木）	

杉並区議会が指定管理者の指定に係る議案を否決した場合又は何らかの事由により議決を行わなかった場合においても、区は、応募者が応募に関して負担した費用（候補者となった後の準備行為に関する費用を含む）は、一切補償しません。

（2） 応募資格等

① 応募者の資格

応募者は、当該施設の管理運営業務を円滑に遂行することができる団体とし、次の応募条件を満たしていることとします。

ア 専門性のある管理運営業務の実績がある事業者を選定することにより、安定的で質の高い区民サービスを提供するため、令和7年4月1日現在で、体育施設又はこれに類する施設の管理業務を引き続き2年以上行った実績を有することとします。また、公園等における管理業務の実績を令和7年4月1日現在で引き続き2年以上有することとします。

イ 応募者は、法人格を有する単独の団体又は法人格を有する複数の団体により構成された共同事業体（以下「共同事業体」という。）であることとします。

ウ 共同事業体で応募する場合は、必ず代表する団体（以下「代表団体」という。）を定めることとします。

エ 共同事業体の構成団体は、別の共同事業体の構成団体となっていないこと、又は、単独の応募者となっていないこととします。

オ 共同事業体による応募の場合は、上記の実績を有する団体が代表団体又は構成団体に含まれており、実績を有する業務分野を自ら担わなければなりません。

② 欠格事項

以下の事項に該当する団体（構成団体のうちの一つの団体でも次の各号に該当する共同事業体もまた同じ）は、指定管理者の候補者及び指定管理者になることはできません。

ア 杉並区長、副区長、杉並区議会議員及び地方自治法第180条の5第1項及び第3項に定める委員会の委員長又は委員が、代表者その他の役員である団体（区が資本金その他これに準ずるもの2分の1以上を出資している団体を除く）

イ 地方自治法施行令第167条の4並びに建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（平成28年杉並区告示第220号）及び物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示（平成27年杉並区告示第173号）の規定に基づき競争入札に参加することができない団体

ウ 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当する団体

エ 当該団体又はその代表者が国税又は地方税を滞納している場合

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けたことがあり、指定の取消しを受けてから2年を経過しない団体

カ 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）の中に、次のいずれかに該当する者がいる団体

- a 公の施設の管理を行うために必要な契約を締結する能力を有しない者
- b 破産者で復権を得ない者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしている団体

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は当該団体の役員が同条第6号に掲げる暴力団員である団体及びそれらの利益となる活動を行う団体

ケ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体

コ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としている団体

- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- シ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律第 105 号）第 4 条に掲げる禁止行為を行っている団体

（3） 応募手順

① 募集要項等の配布

募集要項は、令和 8 年 1 月 26 日（月）より、区の公式ホームページで公開します。

URL <https://www.city.suginami.tokyo.jp> からダウンロードできます。

なお、窓口では、原則として募集要項は配布しません。

② 募集説明会及び現地見学会の実施

ア 募集説明会

募集要項に関する説明及び施設の状況等についての説明会を実施します。応募を予定している団体等は、可能な限り参加してください。

説明会への参加は申込が必要となります。参加人数は各団体とも 2 名以内とします。共同事業体として参加される場合も、共同事業体で 2 名以内とします。

募集要項は、あらかじめ、区の公式ホームページから出力のうえ、各自で持参してください。

a 開催日時 令和 8 年 2 月 5 日（木）午前 10 時から正午まで

b 場 所 小川ビル 4 階会議室 杉並区成田東 5-42-13

（東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」徒歩 1 分）

イ 現地見学会

開場時間中は利用者がいますので、見学は原則できません。そこで、対象施設の現地確認のための現地見学会を実施します。設置された設備等、施設の現況を確認できる機会ですので、応募を予定している団体等は、可能な限り参加してください。

各室場、トイレ、更衣室など、普段利用者が利用している箇所のみを、参加団体全員一緒に見学します。機械室等の設備は見学できません。

なお、会場の都合により、参加人数は各団体とも 2 名以内とします。共同事業体として参加される場合も、共同事業体で 2 名以内とします。募集要項は、各自でご持参ください。

施設名	開催日時	注意事項
松ノ木運動場	令和 8 年 2 月 10 日（火） 8 時 10 分～8 時 50 分	休場日がないため、開場時間（9 時）の前に実施します。近隣の方々にご迷惑がかかるりますので、開催時間より前には来ないよう、お願いします。
永福体育館	令和 8 年 2 月 12 日（木） 10 時～11 時	当日は休場日ですが、館内整理を行っているため、作業を行っている場合等は入室できない場合があります。

下高井戸運動場等	令和8年2月6日（金） 8時10分～8時50分	休場日がないため、開場時間（9時）の前に実施します。近隣の方々にご迷惑がかかるりますので、開催時間より前には来ないよう、お願ひします。
下高井戸おおぞら公園等	令和8年2月6日（金） 9時00分～9時30分	下高井戸運動場等の見学会終了後に行います。公園東側は工事中のため、公園西側からの見学になります。

※いずれの施設も、車でのご来場はご遠慮ください。

ウ 参加申込

募集説明会及び現地見学会のいずれも、2月3日（火）午後5時までに、募集説明会及び現地見学会参加申込書（様式6）を、電子メールで問合せ先（表紙裏面参照）へ送付してください。

③ 資料の閲覧

ア 閲覧日時 令和8年2月5日（木）から令和8年2月16日（月）まで
午前9時から午後4時まで（2月5日のみ午後1時から午後4時まで）
イ 場 所 杉並区役所東棟6階スポーツ振興課
ウ 内 容 竣工図、備品一覧、体育施設運用マニュアル等
エ 申込方法 電子メールで問合せ先（表紙裏面参照）へ事前に連絡してください。メールのタイトルは「松ノ木運動場外5施設指定管理：資料閲覧（〇〇）」とし、〇〇は団体名を入れてください。メール本文に、閲覧（来庁）希望日時を記載してください。他団体との重複の有無等を確認の上、区からメールを返信し、申し込みを確定とします。

④ 質問の受付及び回答

応募を予定している団体から募集要項等の内容に関する質問を受け付けます。

ア 受付期間 令和8年1月26日（月）から2月16日（月）午後5時まで

イ 提出方法 質問書（様式7）に記入のうえ、電子メールに添付して問い合わせ先及び応募書類の提出先（様式7参照）まで送付してください。

送信メールのタイトルは次の「 」内の通りとします。（「 」は不要。）

〇〇は質問される団体名を入れてください。

「松ノ木運動場外5施設指定管理：質問（〇〇）」

これと異なるタイトルによる提出は受け付けません。また、そのことによる不利益について、区は一切責任を負いません。

ウ 回 答 質問と回答は、2月25日（水）までに区の公式ホームページに掲載する予定です。なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については、回答しません。

⑤ 応募書類

応募書類は以下のとおり受け付けます。書類の詳細は別紙4「応募書類一覧」をご覧く

ださい。

ア 受付日時 令和8年3月9日（月）から 3月13日（金）まで

受付時間は午前9時から午後5時まで

イ 受付方法 応募書類は持参を原則とします。郵送による提出も可能ですが、遅配を含む事故については、区は責任を負いません。電子メールに応募書類を添付しての応募及び磁気媒体による応募は受付できません。

ただし、「企画提案書の概要版」（任意様式）のみ、上記の方法に加え、電子メールにて電子データ（PDF形式）の提出を合わせてお願ひします（メールアドレスは表紙裏面の問合せ先）。

ウ 受付場所 杉並区区民生活部スポーツ振興課（杉並区役所東棟6階）

（4） 留意事項

① 重複提案の禁止

応募1者につき、提案は1提案とします。複数の提案はできません。

② 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、選定委員会が必要と認めた場合は、この限りではありません。

③ 失格

次の場合、応募団体は失格となります。

ア 応募団体の関係者（応募予定者の関係者を含む。）が、選定委員会の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員及びこの公募に関係する区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的に接触をした場合

なお、以下の場合は、上記の接触には該当しません。

- ・募集要項に基づき区が実施する募集説明会、現地見学会への参加
- ・募集要項に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・現に区から受けている指定管理業務及び委託業務等の履行に必要な行為
- ・区が主催する審議会、意見交換会等への参加

イ 応募書類に、虚偽の記載を行った場合

ウ 応募書類が、提出期限を過ぎて提出された場合

エ 参加資格を満たさなくなった場合

※詳細については、23ページの「11 募集に関する事項 （2）応募資格等」を参照してください。

オ 審査の透明性や公正を害する行為があった場合

カ その他、応募にあたり著しく信義に反する行為があった場合

⑤ 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。応募書類は、必要に応じ、応募者の負担で複写しておいてください。

⑥ 費用負担

応募に要する費用は応募者の負担とします。

⑦ 提出書類の著作権及び情報公開への対応

応募者の提出する書類の著作権は作成者に帰属します。ただし、区は選定事務に関する報告等のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、選定プロセスの透明性を高めるため、提出された応募書類のうち、企画提案書の概要版については、全応募事業者分を選定結果と併せて区ホームページにおいて公表します。それ以外の応募書類は、杉並区情報公開条例における「区が保有する文書等」として、同条例に基づく情報公開請求の対象となります。公開の可否は、同条例に基づき区が決定します。

区として、情報公開請求により公開する場合、行政の説明責任を果たす上で必要な場合、選定結果を公表する場合、その他行政の行為として必要と認める場合には、応募書類の全部又は一部を、無償で使用できるものとします。

⑧ 追加書類の提出

選定委員会が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

⑨ 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、「辞退届」（様式8）を提出してください。

⑩ 共同事業体構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、書類提出後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、合併、商号の変更等、業務執行上の支障がないと区及び選定委員会が判断した場合には変更を可とします。その際には、区の指示に基づき変更の書類を提出していただきます。

⑪ 共同事業体による提案

共同事業体として提案を行う場合は、応募に関する区とのやりとりの全てを、代表団体を通じて行います。

また、区が代表団体に対して行った行為は、当該共同事業体全ての構成団体に対して行ったものとみなします。同様に、代表団体が区に対して行った行為は、当該共同事業体全ての構成団体が区に対して行ったものとみなします。

12 選定及び審査に関する事項

(1) 選定の手順

指定管理者の候補者の選定は、次の手順により行います。

① 形式審査

応募者から提出された応募書類は、提出時点で必要書類が漏れなく整っているかを区が確認します。不足等がある場合は補完を求めますが、提出期限までに必要書類が準備できない場合は、第一次審査の対象から除外させていただきます。

② 第一次審査

応募者から提出された応募書類は、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき設置された選定委員会が第一次審査（書類審査）を行います。評価点が満点の60%以上の上位得点者（3団体程度）を、第一次審査通過団体として選定します。

第一次審査の結果は、令和8年4月中旬に、第一次審査の対象となった全ての応募者へ通知します。共同事業体で応募した場合は代表団体あてに通知します。

なお選定委員会の判断により、第一次審査に当たって、補足説明資料を求める場合があります。

③ 第二次審査

選定委員会は、第一次審査（書類審査）通過団体について、令和8年4月下旬（予定）に第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を行います。

詳しくは第一次審査通過団体にお知らせします。

④ 指定管理者候補者の選定

選定委員会は、第一次審査、第二次審査の採点結果を総合的に判断し、応募者の順位付けを行い、指定管理者の候補者を選定します。具体的には、第一次審査の点数と第二次審査の点数の合計点が60%以上であり、かつ第一次審査の点数と第二次審査の点数の和が最も高かった事業者について、指定管理者候補者として選定します。ただし、いずれの応募者も一定の基準に達しない場合、候補者が選定されない場合があります。

選定結果については、第二次審査の対象となった全ての応募団体へ通知します。共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに通知します。なお、選定結果については、後日、区の公式ホームページに公表します（詳細は30ページ参照）。

⑤ 指定管理者の指定

区議会において指定管理者の指定議決後、指定管理者は区と細目について改めて協議を行い、指定管理者の指定に関して必要な協定を締結することとします。

（2） 主な評価基準

評価項目	主な評価基準
①法人の適格性	<ul style="list-style-type: none">○財務状況○労務管理状況○類似施設の運営実績○区内事業者<加点> (区内に本店または支店・営業所を有しているか)○社会的責任に関する考え方や取組<ul style="list-style-type: none">・従事者の権利擁護、労働環境の確保・情報公開、個人情報保護・区の施策や社会課題への理解・取組

②企画提案の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の管理運営に関する基本方針・取組姿勢 ○施設全体の管理運営業務の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ化による効果的・効率的な管理運営 ・区民（利用者）の立場にたった質の高いサービス ・施設利用促進に向けた取組 ・安全・安心な運営のための取組 ○施設全体の適正な維持管理についての考え方 ○公園の管理業務の考え方 ○組織体制及び人員配置 ○事業の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・一般使用・スポーツの日イベント等 ・スポーツ教室及びユニバーサルタイム等の考え方・内容 ・地域に根差した取組 ・公園を含めた施設の一体活用 ・その他の自主事業 ○収支計画 <ul style="list-style-type: none"> ・積算内容の妥当性 ・経費縮減や収入確保の取組
③総合評価	第一次、第二次審査全体を通じた総合評価

（3） 選定結果の公表

区としての指定管理者候補者の決定後、プロポーザル方式による選定の透明性を確保するため、速やかに選定結果を公表します。公表期間は募集要項の公表を行った年度の翌年度から5年間で、区公式ホームページに掲載します。

公表する項目は以下のとおりです。なお会議録及び全応募事業者の企画提案書の概要版についても、以下の項目と合わせて公表します。

- ①件名
- ②選定事業者（名称及び所在地）
- ③指定期間
- ④選定経過
- ⑤選定理由
- ⑥選定委員の職名及び氏名
- ⑦審査結果（評価項目及び評価点、評価点内訳）
- ⑧参加事業者名
- ⑨所管課名

※⑦審査結果では事業者名をA社・B社と表記し、⑧参加事業者名は⑦審査結果とは別項目として、順不同で列挙して記載します（応募者が2者の場合も含む）。

(4) 指定管理者の指定

区議会の議決後に、指定管理者を指定します。

区議会での議決を得るまでの間に、選定された候補者を指定することが著しく不適当と認められる事象が生じた場合、一定の審査基準を満たした次の順位の事業者を候補者として区議会の議決を得て指定します。また、区議会の議決が得られなかった場合、候補者が応募手続きに関して負担した経費については、区は補償しません。

(5) 指定の手続きができない場合の措置

選定された候補者について、指定されるまでの間に事故等により指定の手続きが不可能となった場合、一定の審査基準を満たした次の順位の候補者を区議会の議決を得て指定します。

13 協定に関する事項

(1) 協定の締結

杉並区議会の議決に基づき指定管理者を指定した場合、改めて、区と指定管理者が業務に関する条件や要求水準（業務仕様）について共通の認識を持つため、協議のうえ協定を締結することとします。協定は、指定管理期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事項を定めた「年度協定」を締結します。協定の発効は、施設の指定管理期間の始期とします。

また、災害時の防災協定について、22ページの「9 災害発生時の対応 （9）災害対応に関する協定」に基づき、区と指定管理者で別途協定を締結することとします。

(2) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

区と指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

14 事業実施状況の区による確認等

(1) 区によるモニタリングの実施

区は、指定期間中に「モニタリングのガイドライン」に基づきモニタリングを実施するものとします。

※詳細については別紙1 「業務の基準」 15ページを参照してください。

(2) 監査の実施

区が年に1回実施する財政援助団体等監査の中で、本指定管理について、現場調査を含む事務事業監査の対象となる場合があります。なお、必要に応じて、臨時の監査を実施することがあります。

(3) 報告等に基づく指示

区は、指定管理に関する業務の報告の内容並びに評価及び監査の結果等に基づき、指定管理者の管理の業務に関し改善の必要があると認めたときは、文書その他の方法により必要な指示を行います。

指定管理者は、改善指示に対し、改善計画書を提出してください。ただし、区が認めた場合は、口頭その他のによる報告に代えることができます。指定管理者が指示に従わない場合又は指示によっても改善が見られない場合は、改善勧告書により、必要な勧告を行います。

区は、指定管理者が改善勧告書に従わない場合又は改善勧告書によっても改善が見られない場合は、履行期限を定め業務改善命令を出します。業務改善命令に従わない場合又は業務改善命令によっても改善が見られない場合は、指定管理者の指定の取消しを行う場合があります。

15 留意事項

(1) 指定の取消し

① 指定の取消し

区は、条例に基づき、指定管理者による管理が適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この取消しや停止が指定管理者の責めに帰すべき理由による場合、区の被った損害について、指定管理者に求償することがあります。指定管理者の被った損害について、区は賠償しません。

なお、指定管理者は、施設の運営の継続に支障がないよう、区の指定する者（次期指定管理者等）へ円滑に業務の引継ぎを行うものとします。

② 協定が締結できない場合の指定の取消し

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当したときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。この場合においても、区は、応募者が応募に関して負担した費用（候補者となった後の準備行為に関する費用を含む）は、一切補償しません。

ア 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

エ 指定管理者としての応募資格を失ったとき、又は欠格事項に該当したとき。

オ 候補者が辞退したとき

③ 杉並区公契約条例に基づく取消し

指定管理者の協定は、杉並区公契約条例第2条第3項に基づく特定公契約に該当します。そのため、次に掲げるいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を

定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この取消しや停止が指定管理者の責めに帰すべき理由による場合、区の被った損害について、指定管理者に請求することができます。指定管理者の被った損害について、区は賠償しません。

- ア 従事者（受注先の従事者を含む）からの賃金に関する申し出について、指定管理者（受注関係者を含む）から報告がされないときや報告が虚偽であったとき。
- イ 指定管理者（受注関係者を含む）が立入検査を拒否したときや立ち入り検査に非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をしたとき）
- ウ 指定管理者（受注関係者を含む）が是正措置の命令に従わないとき、是正報告がされないとき、又は是正措置に虚偽があったとき

（2）事業の継続が困難となった場合

大規模災害等の、指定管理者の責めに帰すことができない不可抗力による事由で業務の継続が困難となった場合は、区と指定管理者とで、事業継続の可否について協議を行います。その結果、事業の継続が困難だと判断した場合、又は一定期間に協議が整わない場合には、区は指定管理者の指定を取り消すことができます。

この場合において、指定管理者の被った損害の補償については、区と指定管理者の協議に基づき定めるものとします。

（3）施設等の変更及び原状回復

施設等の変更は原則としてできませんが、精算機等の指定された機器類の設置で必要な電源配置など、区と協議の上で、変更を行うことができます。変更を行った場合は、指定管理期間終了時に、原状に回復することを基本とします。

（4）準備業務・引継業務

指定管理の開始後、直ちに円滑な施設の運営が可能となるよう、準備業務を行ってください。前指定管理者から以下の内容を引き継ぐと同時に、自主事業等に関する準備も行ってください。

また、指定管理期間が終了する際に、次期指定管理者への引き継ぎを行うことも必要です。

① 指定管理期間前の準備業務

ア 「基本協定」発効までの期間に準備業務として、おおむね以下の業務を行うものとします。

- a 事業計画書作成
- b 職員採用・研修事業
- c 広報宣伝
- d 準備業務に関する区との連携・調整

イ 施設利用の使用申込について、指定期間開始時点において既に受け付けている、若しくは承認しているものについては、そのまま引き継ぐものとします。前指定管理者及び

区は利用料金又は使用料を収納しないため、次期指定管理者が指定管理開始後に収納することとなります。

ウ 前指定管理者から業務を引き継ぐ場合は、施設の運営の継続に支障がないよう、円滑に業務の引継ぎを行うものとし、施設利用の使用申込その他、必要なデータ等の引き渡しを受け、指定管理期間開始時点から円滑に業務を行うこととします。

エ 準備業務に要する費用は、次期指定管理者の負担とします。

② 指定管理期間終了時の業務の引継ぎ

指定管理期間が終了する前に、区の指定する者(次期指定管理者等)に対して、業務の引継ぎを行ってください。

ア 施設利用の使用申込について、指定管理期間において既に受け付け若しくは承認しているものについては、そのまま引き継ぐものとします。ただし利用料金は収納せず、区の指定する者(次期指定管理者等)が収納することとします。

イ 指定管理期間の終了又は指定の取消しにより区の指定する者(次期指定管理者等)に業務を引き継ぐ場合は、施設の運営の継続に支障がないよう、円滑に業務の引継ぎを行うものとし、施設利用の使用申込その他、必要なデータ等を引き渡すものとします。

＜主な引継ぎ内容＞

- ・施設維持管理に関する事項
- ・前指定管理期間中にサービス向上のために運用変更を行った事項
- ・前指定管理期間後の施設予約に関する申し送り事項
- ・苦情・要望に関する事項、物品管理状況
- ・スポーツ振興事業に関する業務
- ・リース契約に関する事項

ウ 引継ぎ業務に要する費用は、指定管理者及び区の指定する者(次期指定管理者等)の負担とします。

(5) 事業計画書等の作成

指定管理者は、本業務及び自主事業を実施するに当たっては、区と事前に協議を行った上で、事業計画書、収支予算書及び報告書等を作成し、区に提出するものとします。

事業計画書等は、指定管理者が各年度の管理業務の予定を内外に示し、指定管理料の算出の基ともなる、重要な書類です。区と十分に協議のうえ、作成してください。

※詳細については別紙1「業務の基準」16ページを参照してください。

(6) 指定管理者名及び指定管理期間の表示

施設内に、指定管理者名及び指定管理期間についての掲示を行うとともに、印刷物、各種事業等において表示し、利用者への周知を図るものとします。

(7) 令和8年10月1日～令和9年3月31日における施設間の連携について

上記期間において、下高井戸おおぞら公園等と他の施設（松ノ木運動場、永福体育館及び下高井戸運動場等）の指定管理者が異なる場合は、両指定管理者及び区の3者で協議の上、双方の業務の遂行に支障のない範囲で、施設間の連携を図ることとします。

(8) 応募書類は日本語を用いるものとし、また、通貨は日本円とします。

(9) 本「募集要項」に記載のない事項については、区と協議を行うものとします。

16 その他

(1) ネーミングライツ

指定管理者募集に併せて、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）の提案を募集します。（指定管理者の応募要件ではありません。）

① 応募資格

指定管理者に応募した者（以下「指定管理者応募者」という。）又は指定管理者応募者の関連企業等です。なお、関連企業等には一定の条件がありますので、「杉並区松ノ木運動場、杉並区永福体育館、杉並区下高井戸運動場及び杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコートネーミングライツパートナー募集要項」をご確認ください。

② パートナー選定の手順

指定管理者の選定後に、「杉並区ネーミングライツ事業実施要綱」（平成30年杉並第70388号）に基づき、区が設置するネーミングライツパートナー選定会議によりパートナーを選定します。

指定管理者として選定された事業者（指定管理者応募者の関連企業等を含む。）がパートナーに応募している場合、その提案内容について審査を行った結果、選定基準に対し一定の点数を満たした場合、パートナーとして選定します。

指定管理者候補者がパートナーに応募していない場合、又は応募をしたもの、その提案内容について審査を行った結果、パートナーとして選定されなかった場合は、指定管理者候補者とは別業種の事業者に限定してパートナーの再公募を行います。

※指定管理者とパートナーが別事業者で同業種の事業者となった場合は、施設運営における事業者間の連携・調整等、様々な課題が生じるため。

その他パートナー募集の詳細については、「杉並区松ノ木運動場、杉並区永福体育館、杉並区下高井戸運動場及び杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコートネーミングライツパートナー募集要項」を参照してください。

(2) 他の体育施設の指定管理者募集について（参考）

他の杉並区体育施設の次期指定管理者については、以下のとおり、募集を行う予定です。

① 対象施設及びグループ

ア 杉並区上井草スポーツセンター（上井草体育館・上井草運動場・上井草温水プール）
及び杉並区妙正寺体育館

イ 杉並区荻窪体育館、杉並区高円寺体育館及び杉並区大宮前体育館

② 主なスケジュール

内 容	時 期
募集要項の公開	令和8年4月
応募書類の受付	令和8年6月
審査及び指定管理者候補者の決定	令和8年7月～8月
指定管理者決定の通知、告示	令和8年10月
業務開始	令和9年4月1日

※ 上記スケジュールは2グループ（①のア及びイ）共通です。現時点での予定であり、変更になる可能性があります。